

【資料 1】 第三者意見募集制度（日本版アミカスブリーフ制度）

令和 2 年 12 月 8 日

特許庁



AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方 -中間とりまとめ-

- AI・IoT技術の進展にともない、より多くのユーザー、業界に影響を及ぼすような特許権に関する新たな問題や紛争が生じる可能性がある。
- AI・IoT技術の時代においては、特許権侵害訴訟は、これまで以上に高度化・複雑化することが想定され、裁判官が必要に応じてより幅広い意見を参考にして判断を行えるようにするための環境を整備することが益々重要となっている。
- 裁判所が必要と認めるときに利用できるような第三者意見募集制度の導入について、大きな異論はなかった。
- 今後、弁論主義との関係を踏まえつつ、第三者の意見を求めることができる範囲をどのように画定すべきか、対象とする訴訟の範囲や審級をどうすべきか、提出された意見の訴訟法上の位置付けをどうすべきか、など残された論点について、引き続き議論を深めていくべきである。

- 訴訟上の合意を必要としない第三者意見募集制度を導入すべきではないか（アップル対サムスン訴訟では、訴訟上の合意に基づき意見募集が行われたところ、合意をすることが困難な場合もあるため、訴訟上の合意を必要としない第三者意見募集制度が必要ではないか）
 - 第三者意見募集制度に適すると考えられる事案はどのような事案か
 - 第三者の意見を求めるができる範囲をどのように画定すべきか
 - 対象とする訴訟の範囲や審級をどうすべきか
 - 提出された意見の訴訟法上の位置付けをどうすべきか

第三者意見募集制度に適すると考えられる事案

民事訴訟法には、広く一般から意見募集する証拠収集手続がない。

第三者意見募集制度は、証拠収集手続の特例となる。

先例として、両当事者の合意による意見募集が行われたアップル対サムスン訴訟がある。

アップル対サムスン訴訟における意見募集（知財高判平成26年5月16日（平成25年（ネ）第10043号））

- 意見募集事項は「標準化機関において定められた標準規格に必須となる特許についていわゆるFRAND宣言がされた場合の当該特許による差止請求権及び損害賠償請求権の行使に何らかの制限があるか」
- 「争点が、我が国のみならず国際的な観点から捉えるべき重要な論点であり、かつ、当裁判所における法的判断が、技術開発や技術の活用の在り方、企業活動、社会生活等に与える影響が大きいことに鑑み、当事者の協力を得た上で、国内、国外を問わず広く意見を募集する試みを、現行法の枠内で実施することとした。」

特許制度小委員会での意見や、アップル対サムスン訴訟における意見募集を踏まえると、少なくとも、以下の事案は、第三者意見募集制度に適すると考えられるのではないか。

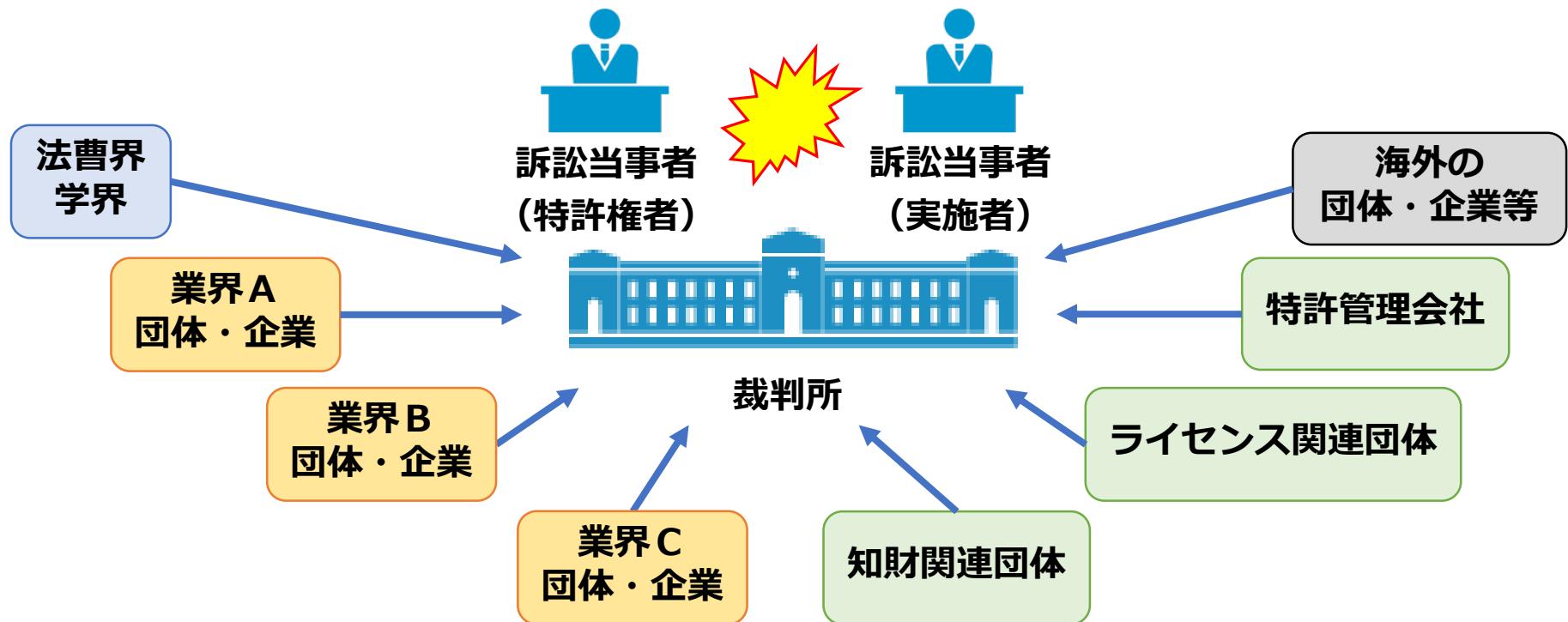
- 標準必須特許のような、特許に関する民間の取決め・商慣行等に関係する特許権侵害事案であって、判決が当事者の属する業界のみならず、他の業界の企業等にも大きく影響を及ぼし得る特許権侵害事案
- AI・IoT分野の先端技術のような、様々な業界の製品に広く用いられる技術に関係する侵害事案であって、判決が当事者の属する業界のみならず、他の業界の企業等にも大きく影響を及ぼし得る特許権侵害事案

その中でも特に、世界各国においても同様の論点が争われているなど、国際的な訴訟動向・事業実態を考慮すべき侵害事案は、第三者意見募集制度に適すると考えられるのではないか。

想定される事案のイメージ

意見募集事項例 :

- 標準必須特許による差止請求権及び損害賠償請求権の行使に何らかの制限があるか。
- 様々な業界の製品に広く用いられる特定のIoT技術について、各業界におけるロイヤリティの算定方法は。



意見の例 :

- 請求権の制限の是非
- 各業界での最終製品における特許の貢献とロイヤルティ算定方法との関係
- 請求権の制限の判断基準
- 請求権実務の実際の状況
- 諸外国での状況
- 現実の実務経験

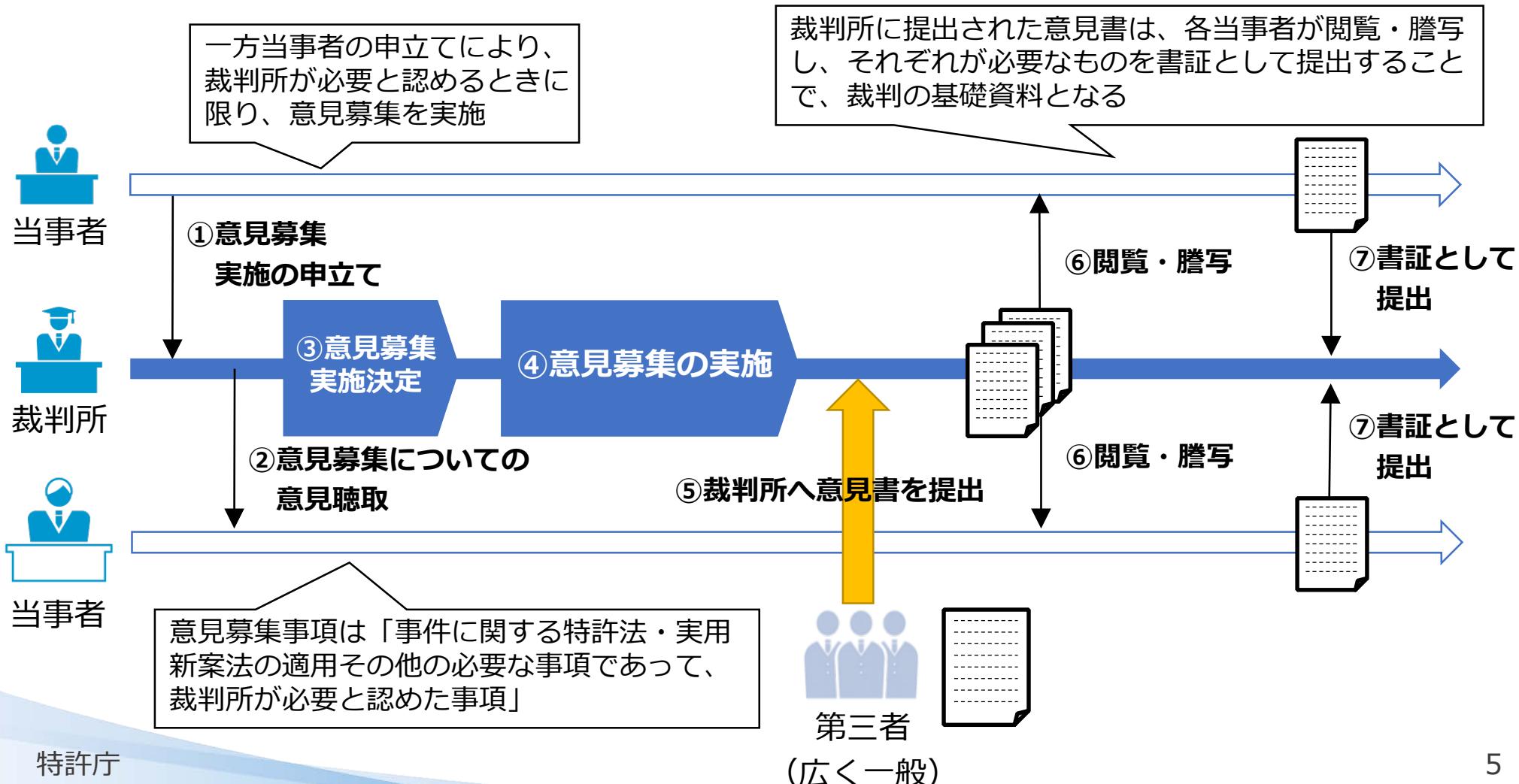
第三者意見募集制度（案）の方向性

		第三者意見募集制度（案）	アップル対サムスン訴訟での意見募集
	意見募集の主体・意見書の提出先	裁判所	当事者双方・その代理人
	意見書を提出できる者（提出資格）	限定しない (広く一般に対し意見を求める)	限定しない (広く一般に対し意見を求めた)
論点 1	制度の位置付け	当事者による証拠収集手続	当事者による証拠収集手續
	当事者の合意・申立て	一方当事者の申立て (他方当事者への意見聴取あり)	当事者双方の合意あり
	求める意見の内容	事件に関する特許法・実用新案法の適用その他の必要な事項であって、裁判所が必要と認めた事項 ・例：標準必須特許による請求権の行使の制限 ・例：特定のIoT技術について、各業界におけるロイヤリティの算定方法。	FRAND宣言された特許による差止請求権・損害賠償請求権の行使の制限
	意見書の取扱い	当事者は、必要と認める意見書を臘写し、書証として裁判所に提出。裁判所は、書証として提出された意見書を判断の基礎とできる。	合意により、当事者は、全ての意見書を書証として裁判所に提出。裁判所は、書証として提出された意見書を判断の基礎とした。
	対象の事件	特許権・実用新案権に係る侵害訴訟	特許権に係る侵害訴訟
論点 3	対象の審級	第一審（東京地裁・大阪地裁）・控訴審（知財高裁）	知財高裁
論点 4	第三者への働きかけ提出意見書数の制限	特段の制限なし	特段の制限なし
	意見募集の時期・期間	裁判所が裁量で設定	弁論の最終段階における2か月の期間

第三者意見募集制度（案）の手続イメージ

【対象の事件】特許権・実用新案権に係る侵害訴訟

【対象の審級】第一審（東京地裁・大阪地裁）・控訴審（知財高裁）



論点1：裁判所が第三者の意見を求めることができる範囲

検討の方向性

- 裁判所が必要と認めるときに意見を募集できることについて大きな異論はなかった。
- 意見を求めることができる範囲は、法律問題や経験則（一般的経験則）などに限定せず、事業実態などの意見も募集できるよう、裁判所が事案に応じて必要と認めた事項としてはどうか。

特許制度小委員会での御意見

- 産業界（海外含む）の実務実態・業界実態に沿った紛争解決が望ましい場合、裁判所が意見募集によりその知見を得ることは有用。
- AI・IoT関連発明やプラットフォーム型事業に関する訴訟においては、事業構造・収益構造・費用構造が従来の事業と異なるため、それらに関する証拠を収集することは、当事者にとって負担が大きい。
- 訴訟の事案は様々。どのような意見を聞くかという点については、制限せずに裁判所に任せるのがよい。
- 裁判所が意見の範囲を事実又は法律論に限定しても、提出される意見を制限することはできない。
- 裁判所が主要事実などに関して意見募集を実施し、当事者を介さずに第三者の意見を裁判所の判断の基礎とすると、弁論主義の問題が生じ得る。

その他関連する論点とその検討の方向性

- 法律問題や経験則に限らないのであれば、弁論主義との関係を踏まえ、当事者の申立てにより意見募集が実施され、当事者が第三者からの意見書を書証として提出することとしてはどうか。
- 一方の当事者の申立てを要件にしつつも、本制度の利便性向上のため、アップル対サムスン訴訟での意見募集のような当事者双方の合意を不要とし、他の当事者の意見を聴くこととしてはどうか。

論点2：対象とする訴訟の範囲

検討の方向性

- 第三者意見募集制度は、民事訴訟法にはない、証拠収集手続の特例である。
- 現時点において本制度に適すると考えられる事案は、「判決が当事者の属する業界のみならず、他の業界の企業等にも大きく影響を及ぼし得る特許侵害事案」であるため、まずは、特許権（及び特許権と同様に技術的思想の創作を保護する実用新案権）に係る侵害訴訟を対象とし、今後、意匠権・商標権の分野、侵害訴訟以外の訴訟類型（審決等取消訴訟、職務発明に係る訴訟等）においても、本制度に適する具体的な事案が見受けられるようになった段階において、その導入の必要性を検討することとしてはどうか。

導入の必要性の検討にあたっての視点

- 現行制度を踏まえ、立法により本制度の導入が必要とされるほどの事情があるか否か。
- 例えば、審決取消訴訟については以下の点を踏まえた検討が必要。
 - 現行でも情報提供制度が整備されており（特許法施行規則第13条の2及び第13条の3）、何人も、特許庁長官に対して書類を提出し、特許出願又は特許が特許法に規定される要件を満たさないことについての情報を提供することが可能。
 - 審判手続は、職権主義を採用し、当事者が申し立てない理由についても審理可能であるため（特許法第153条）、情報提供制度により提供された情報を証拠として採用できる。
 - 審判では、高度な専門性を有する審判官による公益を踏まえた審理・判断が可能。
 - 審決取消訴訟の訴訟物は審決の違法性であり、その審理範囲は、審判において審理・判断された事由に限られる。

なお、第三者意見募集制度の法制化を行ったとしても、その制度の対象外となった訴訟において、裁判所と全当事者の合意の上でアップル対サムスン訴訟のような意見募集を行うことは可能。

論点3：対象とする審級

検討の方向性

- 特許権・実用新案権に係る侵害訴訟の控訴審の専属管轄を有する知財高裁のみならず、第一審の専属管轄を有する東京地裁、大阪地裁も対象としてはどうか。
- 知財高裁は知財事件を専門的に取り扱う裁判所であり、その判決は社会に大きな影響を与えることから、大合議の決定がされた事件に限定する必要はないのではないか。

特許制度小委員会での御意見

- 知財高裁における大合議判決は、事実上、その後の下級審をほぼ拘束するため、第三者意見募集制度による便益は、当事者に限らず第三者にとっても大きい。したがって、意見募集を実施するためのコストをかけるに値する。また、意見を提出したいという社会の利益も大きくなる。
- 経験則や実務実態については、地裁から反映したほうがよい。意見募集により二審で判断が覆されるのであれば、一審から意見募集を実施して欲しい。

論点4：当事者等による第三者への働きかけ等

検討の方向性

- 本制度を当事者による証拠収集手続と位置付けるのであれば、当事者による第三者への意見提出の働きかけは問題ないため、働きかけを禁止しないとしてはどうか。
- 特定の意見の数について、その有意性を示すことは基本的に困難であるため、提出できる意見書の数を制限する必要はないとしてはどうか。

特許制度小委員会での御意見

- 当事者は、自らに有利な意見が提出されることを望むため、第三者に働きかけて意見を提出させることがあり得る。
- ロビー活動に積極的な団体などが多くの意見を提出することが考えられ、結果として少数派の意見が裁判に反映されにくくなるという懸念がある。

当事者による働きかけについて

- 当事者が働きかけを行うこと自体は、今回の意見募集（アップル対サムスン訴訟における意見募集）が、当事者による証拠収集の一環として行われるとの形式を取っていた以上、何ら問題になるものもない
- 幅広く意見を集める意味では、当事者から働きかけをすることは積極的に評価されるべきものであろう。

（小田真治「知的財産高等裁判所の大合議事件における意見募集（「日本版アミカスキュリエ」）について」
判例タイムズNo.1401 2014.8 P.121）